

業務仕様書

1 業務名

広島市広告付き観光サイン整備及び維持管理等業務

2 目的

本市では、昭和62年に策定された広島市総合サイン計画に基づき、平成元年から市内中心部など180か所に観光サインを設置し、適時、更新や維持補修をしている。

本業務は、駅などの交通結節点又は多くの人が訪れる観光施設の周辺等を中心に、広告付き観光サイン※¹を設置し、地図情報の更新を含む維持管理等の費用を広告収入により賄うことにより、サインの良好な維持管理等※²を行うとともに、観光客への観光情報の発信や利便性の向上を図るものである。

※1 広告付き観光サインとは、観光客や市民に提供する情報（案内地図、施設誘導表示、観光情報等）を掲出する設備に、その維持管理、設置、撤去及び移設に充当する費用を賄うことを目的とした広告物が添加された構造物（案内板）のことをいう。

※2 維持管理とは、広告付き観光サインの清掃、点検、修繕、掲出情報の更新を行うことにより、その機能を正常に保つことをいう。

3 業務期間（協定期間）

協定締結日から20年を経過する日が属する年度の末日まで

ただし、当該期間中、道路占用許可及び道路使用許可が得られることを条件とする。

4 整備対象エリア

広島市中区、東区、南区及び西区とする。

ただし、国道2号及び国道54号並びに広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）に定める禁止地域については、広告付き観光サイン整備エリアの対象外（以下「整備対象外エリア」という。）とする。また、整備対象外エリア以外においても、景観計画重点地区のうち、景観形成広告整備地区その他一部の地区は、原則として広告物を表示することができない。

なお、整備対象エリアの拡大については、事業開始後における安全面及び景観面の影響等を検証した上で、別途検討する。

5 業務内容

整備対象エリアにおいて、既存の観光サイン（地点は別紙4―2・3参照）からの置換を基本として、広告付き観光サインの整備及び維持管理等を行う。なお、整備及び維持管理等に係る全ての経費は、添加される広告物による広告収入により賄うこととする。

(1) 広告付き観光サインの整備

前記4に示す整備対象エリア内で、事業者からの提案内容をもとに、広告付き観光サインの整備計画（配置計画図、整備スケジュール及びサインの種類等を記載したもの）を本市と協議の上決定し、当該整備計画に基づき、事業者の費用と責任において広告付き観光サインの製作及

び設置（既存の観光サインからの置換に伴う撤去作業を含む。）等を行う。なお、設置に当たって支障となる物件（地下埋設物、植栽など）がある場合や、安全対策等を講ずる必要がある場合は、関係機関と協議の上、事業者の費用と責任において撤去や移設、その他必要な措置を行う。

ア 設置基数

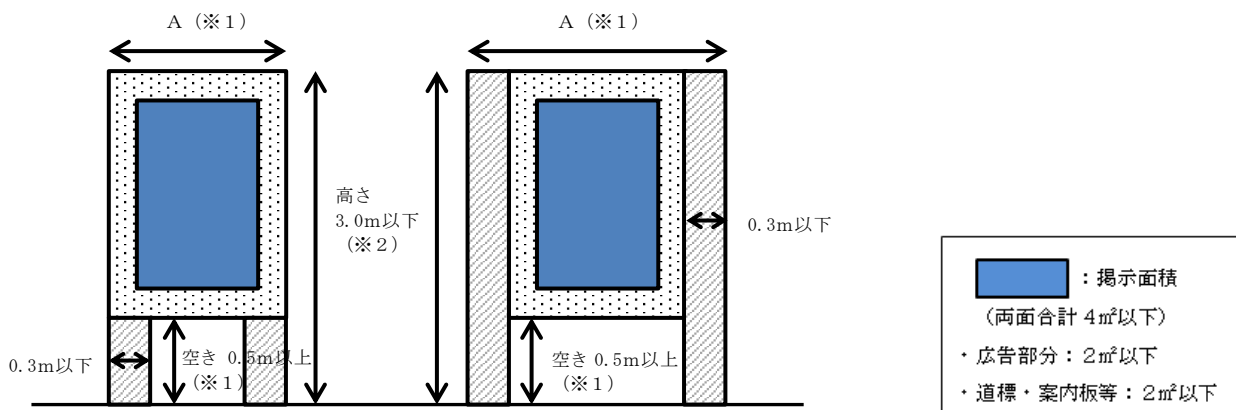
協定締結後、3年から5年の間に、50基から100基程度設置することを目安とし、観光客の利便性や収支のバランス等を勘案した結果、設置基数が増減しても差し支えない。

イ 設置条件

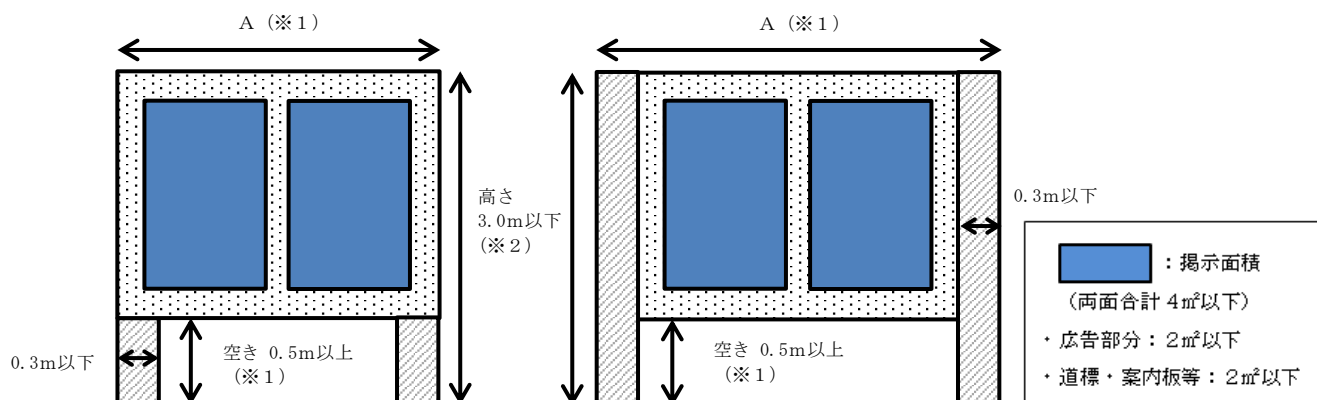
(ア) 広告付き観光サインの形態及び構造

- a 広告付き観光サインによる死角からの車道への飛び出し事故や、歩行者や自転車運転者と車両との出会い頭の接触事故等を防止するための安全策が十分に講じられているものであること。特に、広告付き観光サイン最下部と道路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。
- b 材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なものとし、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものとする。
- c 色は、原則として、広島アーバングリーン、相生グレー、クスノキブラウンのいずれかとする。
- d 地図等や広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。また、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものとする。
- e 躯体の規模、広告の掲示面積等は、下図に示す規定を満たしていること。なお、下図は参考であり、本体の形はこれに限るものではないが、広告物と観光サインは一体的な構造とすること。

○ 表と裏の両面に掲示する場合



○ 地図面と広告面を並べて掲示する場合



(※1) サインの幅 (A) については特に制限を設けないが、過度に大きくならないものとする。なお、1 m 以下の場合、サイン下部の空き確保は不要とする。

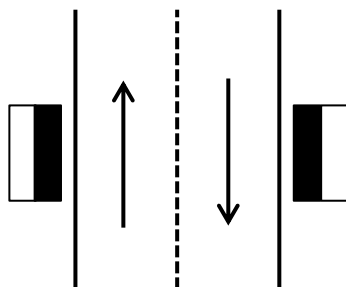
(※2) サインの上部に機能を付加することで高さが 3 m を超える提案をした場合には、別途、設置箇所ごとに協議を行い、機能の付加の可否を決定する。

(イ) 広告付き観光サインの配置

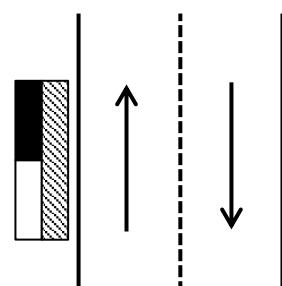
- a 奥行きは必要最低限とし、歩道の幅員が原則として 2 m 以上（自転車歩行者道にあっては、3 m 以上、自転車歩行者専用道路にあっては、4 m 以上）確保できるようにすること。ただし、歩行者の交通量が多い場所の幅員については、3.5 m 以上（自転車歩行者道にあっては 4 m 以上）確保できるようにすること。
- b 道路に面した場所に設置する場合は、以下の(a)及び(b)を標準的な配置とし、いずれの場合も横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から 5 m 以上離すこと。



(a) 道路の縦断方向に対して並行に表と裏の両面に掲示したサインを配置する場合



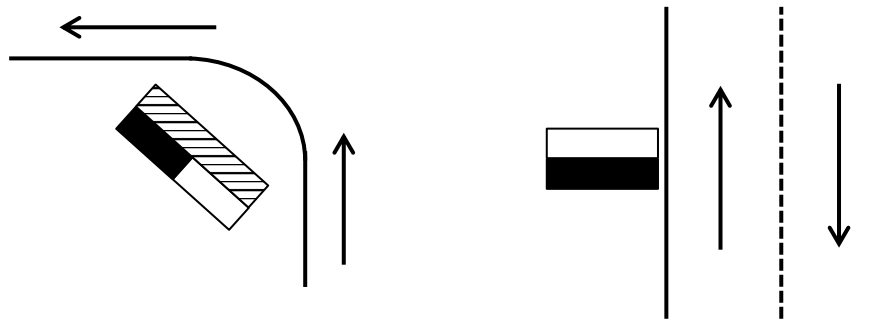
(b) 道路の縦断方向に対して並行に地図面と広告面を並べて掲示したサインを配置する場合



- c 設置する場所により、道路上の安全面や景観への配慮から個別の規制がある場合は、上記 a、bにかかわらず、当該規制に適合するものであること。
- d 以下に示す配置については、原則認められないが、設置場所の道路状況や交通状況等を踏まえ、道路交通等への影響について検証を行った上で、道路の安全、円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと関係機関が認める場合に限り、掲出を認めることがある。

交差点に地図面と広告面を並べて掲示した
サインを配置する場合

道路の縦断方向に対して垂直に表と裏の
両面に掲示したサインを配置する場合



(ウ) 添加する広告物

- a 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではないこと。また、広告物は、音声を用いたものではないこと。
- b 広告物は、反射材料式ではないこと。
- c 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものでないこと。
- d 広告物は、広島市屋外広告物条例に基づく許可を受けたものであること。
- e 広告物を景観形成広告整備地区に設置する場合は、広告物景観形成指針に基づく誘導基準等に即したものであること。
- f 広告付き観光サインに掲出を予定している広告物のデザインは、掲出予定日の原則3週間前までに、本市に協議すること。なお、本市は広告物のデザインに関する意見を直接述べることができるものとし、事業者は当該意見に関し誠実に対応すること。
- g 広告内容について、同一の点につき相当数の市民等から苦情が寄せられた場合には、事業者の費用と責任において、当該広告物の撤去又は差替えを行うこと。
- h 動画による広告は原則として認められないが、道路交通等への影響について検証を行った上で、道路の安全、円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと関係機関が認める場合に限り、掲出を認めることがある。したがって、募集時に動画広告を提案し、実施事業者に選定されたとしても、掲出を確約するものではない。

(エ) 地図面の表示内容

サインの表示内容（多言語表示、ピクトグラム、フォント等）については、現行の広島市観光サインや国等の提示するガイドライン*等を参考に適切に掲示するとともに、色彩については、広島市ユニバーサルデザイン協議会策定の「色彩のユニバーサルデザイン・ガイドライン」を参考にすること。また、緊急時等の対応が可能な事業者の連絡先を記載すること。

※国等の提示するガイドラインの例

名 称		策定主体	確認方法
観光活性化標識ガイドライン		国土交通省	インターネット
観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン		国土交通省 観光庁	インターネット
地名の英語表記方法及び外国人にわかりやすい地図記号について－外国人にわかりやすい地図表現検討会報告書－		外国人にわかりやすい地図表現検討会	インターネット
バリアフリー整備ガイドライン	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省	インターネット
	道路の移動円滑化整備ガイドライン	国土交通省	書籍購入 (一般財団法人国土技術研究センター)
	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省	インターネット
標準案内用図記号ガイドライン		(公財)交通エコロジー・モビリティ財団	インターネット

ウ 既存の広告付き観光サインの取扱い

既存の広告付き観光サイン（令和８年４月１日時点で１０基。地点は別紙４－５参照）については、新たに設置する広告付き観光サインへの置換や、既存の広告付き観光サインの設置者からの承継等を個別に検討することとする。置換や承継等を行う際は、事業者は同設置者と調整の上、本市と協議を行い、その取扱いを決定することとする。

(2) 広告付き観光サインの維持管理

- ア 設置した広告付き観光サインについて、別途本市と協議の上決定する方法により、定期的に清掃及び点検を実施する。
- イ 設置した広告付き観光サインについて、破損等の事態が生じた際は、速やかに修繕等の対応を行うとともに、本市へ報告する。
- ウ 設置した広告付き観光サインの掲載情報(案内地図、施設誘導表示、観光情報及び広告物等)について、適時、内容の更新を行う。特に案内地図については、原則として年１回以上、内容の更新を行うものとする。
- エ 広告付き観光サインの維持管理に係る全ての費用については、事業者の負担とする。

(3) 事業実施に向けた諸手続等

以下に掲げる手続等については、事業者が実施するものとし、これに係る経費については、事業者の負担とする。

- ア 添加される広告物の道路占用許可申請
- イ 添加される広告物の屋外広告物許可申請（景観形成広告整備地区においては、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の規定に基づく事前協議を含む。）
- ウ 事業実施に必要な調査・測量・調整（地先の了解、地下埋没物管理者との協議等）

(4) 問合せ・緊急時の対応等

- ア 広告内容等に関する市民等からの問合せ等を受け付ける窓口を設けること。

イ 業務の実施に関し苦情等を受けた場合は、事業者が速やかに対応するとともに、本市へその対応内容を報告すること。

ウ 広告付き観光サインの倒壊等の事故に対応可能な体制を整え、万が一事故が発生した場合は、本市を含む関係機関と協議の上、事業者が速やかに対応すること。

エ 道路管理者及び交通管理者からの要請又は避けられない理由により、広告付き観光サインの撤去又は移設が必要となる場合は、事業者はこれを受任し、速やかに自己の費用と責任において撤去又は移設を実施すること。また、広告付き観光サインを廃止するときは、設置した広告付き観光サインを撤去し、原状回復を行うこと。

6 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 本業務を実施する際に個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）及び別紙5「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 本業務で整備する広告付き観光サインの所有権については、事業者に帰属し、本市は、添加される広告物以外の部分を事業者から無償で借り受ける。借り受けた部分については、本市が占用主体となり、道路占用許可申請等を行う。
- (4) 広告付き観光サインに添加される広告物については、事業者が占用主体となり、道路占用許可申請等を行う。
- (5) 業務（協定）期間中に、法令等の改正等により、広告付き観光サインに関する規制が変更された場合、事業者は、本業務の目的を逸脱しない範囲内で、新たな規則に則った仕様の変更を本市に提案することができる。